

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律の施行の日から起算して二十年を経過した日に」を「平成二十六年六月三十日限り」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正）

第二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第五項中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「平成二十一年分」を「平成二十三年分」に改める。